

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条の2から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(特定設備等の特別償却額の計算等)</p> <p>10の2～11の2共-1 震災特例法第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の2の3第1項、第10条の5第1項、第11条及び第11条の2の規定を適用する場合については、<u>措置法通達10の2～15共-1及び10の2～15共-2</u>の取扱いを準用する。</p> <p><u>第11条の3の2((福島再開投資等準備金))関係</u></p> <p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>11の3の2-1 震災特例法令第13条の2の2第2項第1号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>震災特例法令第13条の2の2第2項第2号の機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p>	<p>第10条の2から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(特定設備等の特別償却額の計算等)</p> <p>10の2～11の2共-1 震災特例法第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の2の3第1項、第10条の5第1項、第11条及び第11条の2の規定を適用する場合については、<u>措置法通達10の2の2～15共-1及び10の2の2～15共-2</u>の取扱いを準用する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>